

まちなか再生総合プロジェクト（CAP）プログラムパート4 素案について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和2年2月27日 ～ 令和2年3月27日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （1項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>原文・整理要約 有・<input type="checkbox"/>無)</p> <p>第2章まちなかの現状と課題 ⑧まちなかの課題解決へ向けて「CAPエリア内における事業用建物解体費助成制度の新設検討」</p> <p>苫小牧市まちなか再生総合プロジェクト(CAP)においては、民間活力による「まち中イベント」開催により賑わい創出を図っておりますが、中心市街地に人を呼び込む方策としては、ソフト面に限らず、駅前通りを含めた中心部の事業用建物の建替えによる景観改善により人を呼び込む方策の検討も必要であると考えます。</p> <p>JR 苫小牧駅前の老朽化やエガオ問題のみならず、駅前通りには事業を停止したまま取壊しをせず、シャッターを下ろしたままとなっている事業用建物が存在しております。市営住宅や民間APが建ちまちなか人口の維持に繋がっている一</p>	<p>まちなか再生総合プロジェクトでは、商店街の魅力向上やお店の認知度を高める取組みとして様々な事業を展開しておりますが、その中の一事業である「空き店舗・空きテナント活用事業」と今回ご提案いただいた事業用建物解体費助成事業は、駅前商店街の店舗増が期待できる点や、中心市街地の景観改善など、趣旨が一致する点もございますので、今後、実現の可能性について、調査・研究を進めてまいります。</p>	B

	<p>方、駅前通りは商業面で再生には至っていない現状にあり、老朽化した商業店舗を放置することに大きな問題があると認識しております。</p> <p>魅力ある商店街は一定程度スクラップ&ビルドによる新鮮さや店舗のリニューアルにより、行ってみたいと思われる商店街の活性化が必要であり、この点において老朽化店舗が多い駅前通り商店街の景観を改善するハード面への施策の検討を要すると考えるものであります。</p> <p>当市において、個人の空家等解体補助金は制度化されておりますが、事業用建物の取壊しに係る補助金制度はなく、所有者にとって高額な解体費負担が重荷となって取壊しが進んでおりません。この面の充実を図ることにより、CAPエリア内の土地売買が進み、新規事業者の進出による駅前活性化へも期待が掛かります。一時的な費用負担がネックとなっている所有者の負担を軽減し取壊しの後押しを行う図るためにも、まちなか再生総合プロジェクトの一環として、時限措置として受付期間を限定し、構造・面積による限度額を定めた補助金制度創設の検討について提言させていただきます。</p> <p>なお、固定資産税の滞納が長期間に亘っている建物につきましては、税負担の公平性の観点からも、思い切って公売等の対応措置をとっていただき、滞納税額をこれ以上増やさないようにしていただきたいと考えます。そうすることによって、将来的には不動産の流動化が進むことにより、ひいては、中心市街地の活性化につながると考えます。</p>		
	<p>《以下、略》</p>		

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。